

地 方 厚 生 (支) 局 長
都 道 府 県 知 事

} 殿

厚 生 労 働 省 保 険 局 長

「指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準について」の一部改正について

「指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準について」(平成12年3月31日保発第70号・老発第397号)について下記のとおり改正することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の指定訪問看護ステーション等に対して周知徹底を図られたい。

記

1 第三の2の(3)を次のように改める。

(3) 従たる事業所の人員配置

従たる事業所のうち、4の(11)に掲げる訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成等の業務も含めて行うなど訪問看護の提供の拠点としての機能を果たしているものについては、当該従たる事業所において、利用者数に応じた適正な員数を確保することとし、配置する看護師等(基準第2条第1項に規定する看護師等をいう。以下同じ。)のうち1人以上は保健師、助産師又は看護師とすること。

また、その場合にあっては、利用者に対する看護やサービス提供の質について定期的に主従の事業所のスタッフによって一体的にカンファレンスが行われ、その内容について記録がなされ、全スタッフが共有すること。

2 第三の４の(10)の を次のように改める。

(10) 主治医との関係（基準第16条関係）

同条第３項は、指定訪問看護事業者は、利用者について、その病状及び心身の状態に照らし、定期的に指定訪問看護の提供を継続するかどうかについて相談しなければならないこととしたものであること。具体的には、指定訪問看護の提供の要否の判定は、病状及び心身の状態に応じて適宜実施されるべきものであるが、指定訪問看護事業者は、指示書交付時等において主治医に指定訪問看護の継続の要否の相談を行い、その結果を記録書に記入しておかなければならないものであること。なお、特別訪問看護指示書交付時においても症状及び心身の状態の変化等を踏まえ、頻回な訪問看護の必要性について相談を行い、その結果を記録書に記入しなければならないものであること。

3 第三の４の(11)の を次のように改める。

(11) 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成（基準第17条関係）

看護師等は、訪問看護報告書には、訪問を行った日、提供した看護内容、サービス提供結果等を記載すること。なお、特別訪問看護指示書に基づく訪問看護を行った場合については、病状及び心身の状態等の変化等頻回な訪問看護を行う必要性和それに対して提供した看護内容、サービス提供結果等を記載すること。

(参考)

「指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準について」(改正部分抜粋)

第三 指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準

2 人員に関する事項

(3) 従たる事業所の人員配置

従たる事業所のうち、~~効率的な訪問看護の事業を行うことが困難であり、~~4 の(11)に掲げる訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成等の業務も含めて行うなど訪問看護の提供の拠点としての機能を果たしているものについては、当該従たる事業所において、利用者数に応じた適正な員数を確保することとし、配置する看護師等(基準第2条第1項に規定する看護師等をいう。以下同じ。)のうち1人以上は保健師、助産師又は看護師とすること。

また、その場合にあつては、利用者に対する看護やサービス提供の質について定期的に主従の事業所のスタッフによって一体的にカンファレンスが行われ、その内容について記録がなされ、全スタッフが共有すること。

4 運営に関する事項

(10) 主治医との関係(基準第16条関係)

同条第3項は、指定訪問看護事業者は、利用者について、その病状及び心身の状態に照らし、定期に指定訪問看護の提供を継続するかどうかについて相談しなければならないこととしたものであること。具体的には、指定訪問看護の提供の要否の判定は、病状及び心身の状態に応じて適宜実施されるべきものであるが、指定訪問看護事業者は、指示書交付時等において主治医に指定訪問看護の継続の要否の相談を行い、その結果を記録書に記入しておかなければならないものであること。なお、特別訪問看護指示書交付時においても症状及び心身の状態の変化等を踏まえ、頻回な訪問看護の必要性について相談を行い、その結果を記録書に記入しなければならないものであること。

(11) 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成(基準第17条関係)

看護師等は、訪問看護報告書には、訪問を行った日、提供した看護内容、サービス提供結果等を記載すること。なお、特別訪問看護指示書に基づく訪問看護を行った場合については、病状及び心身の状態等の変化等頻回な訪問看護を行う必要性とそれに対して提供した看護内容、サービス提供結果等を記載すること。